

平成21年9月策定

大阪発「産学接続コース」ガイドライン



社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会

大阪発「産学接続コース」ガイドライン策定委員会

目 次

ごあいさつ	1
福田 益和 社団法人大阪府専修学校各種学校連合会会長	
専修学校をめぐる現状	
1. 専修学校と地域産業の活性化	2
2. 雇用をめぐる状況と専修学校の取組み	3
大阪発「産学接続コース」について	
1. 大阪発「産学接続コース」とは	4
2. 大阪発「産学接続コース」を実施する分野	5
3. 大阪発「産学接続コース」の要件	6
4. 大阪発「産学接続コース」の類型	7
類型別の考え方とモデル事例	
1. 本科カリキュラムで産学接続教育を実施するもの	
(1) プロ育成教育コースについて	8
① 学校主体型／無給・通年	
② 企業主体型／有給・通年	
(2) 専門教育コースについて	12
① 学校主体型／無給・短期	
② 企業主体型／有給・短期	
2. 本科教育にあわせ学校独自の研修制度を活用して実施するもの	
(1) 実践教育制度併設コース（有給・通年）について	16
(2) 実践教育制度併設コース（有給・短期）について	18
IV 参考資料	
1. 参考様式	
(1) 様式1 職業教育協定書（事業委託契約書）例	20
(2) 様式2 研修修了証書例	23
2. 大阪発「産学接続コース」ガイドライン策定委員会関連資料	
(1) ガイドライン策定委員会設置要綱	24
(2) ガイドライン策定委員会委員名簿	25

ごあいさつ

大阪府は、平成20年12月に「将来ビジョン・大阪」を公表、教育の柱のひとつとして、「職業教育ナンバー1」が掲げられた。

この「職業教育ナンバー1」では、子どもたちが多様な進路から自分の将来を主体的に選択できることを目指し、今年度から、子どもたちが将来を考え、就きたい仕事への道筋を知ることがを支援する取り組みや、学んだことが実際に就職につながる教育を提供する取り組みなどを進めている。

このたびとりまとめた「大阪発『産学接続コース』ガイドライン」は、まさしく自分の進路を主体的に考え、熱意を持ってそれに向かって学ぼうとする学生たちのために、専修学校が産業界や企業とタイアップすることで社会に接続が可能な「出口の見える」教育を提供するための全国初のガイドラインである。

産学接続型の教育については、大阪府内のいくつかの専修学校で、モデル的な取り組みが進められてきたが、その取り組みのノウハウや実績を専修学校で共有化し、それを活用して多様な職業への道を大阪の子どもたちに提供しようとするもので、大阪発の画期的な取り組みといえる。

専修学校は、就職に必要な職業教育を行う高等教育機関であるが、若年者の離職率の高さにかかわれる雇用のミスマッチやフリーターの増加などを受け、専修学校の職業教育の実績を活かした若年層へのキャリア教育・職業教育の支援や地域産業界を巻き込んだ人材育成への取り組みを強めている。

今後とも、職業教育機関の中核を担う大阪の専修学校が一丸となり、大阪の子どもたちが自分たちの夢を叶え、将来の大阪を支える人材へと成長できるよう、大阪府や大阪商工会議所をはじめとする産業界、労働関係機関の皆さまと連携しながら、大阪から新しい職業教育を発信していく所存である。

社団法人大阪府専修学校各種学校連合会
会長 福田 益和

I 専修学校をめぐる現状

1. 専修学校と地域産業の活性化

専修学校は、学校教育法第 124 条に基づく職業教育機関である。

その教育内容は、大きく 8 つの分野に分かれており、社会のニーズに即応した柔軟で実用的なカリキュラムが組まれている。

医療、衛生、教育・社会福祉分野などの資格制度のある業種については、専修学校において資格を有する熱意ある人材を育成することにより、国や地方が認めた制度を安定的に維持させるとともに、国民の安心で豊かな生活を支えている。この分野では、業種によって、担い手不足が問題となっているものもあり、専修学校としても業界の要請に応えた人材の輩出に力を入れている。

また、工業、農業、商業、服飾・家政、文化・教養分野などの高度な技能を継承する必要がある分野においては、企業における業務形態や人事管理のあり方が変化し、企業内での研修を必要部分に特化するなど、人材育成のあり方も変化している中、学生時代から実務を念頭に置いた訓練を行い、即戦力となる実践能力の高い人材の育成に力を入れている。

このように、専修学校は、就職のために職業教育を行う高等教育機関であり、従来から地域産業界とは密接に連携して人材の育成を行っている。

現在では、4 年制大学に次ぐ進学先として定着し、厳しい就職状況の中でも卒業生に占める就職者の割合は 8 割を超えるとともに、このうち学校で学んだ関連分野への就職した者は 9 割を超えるなど極めて高い水準になっている。

【専修学校の教育内容】

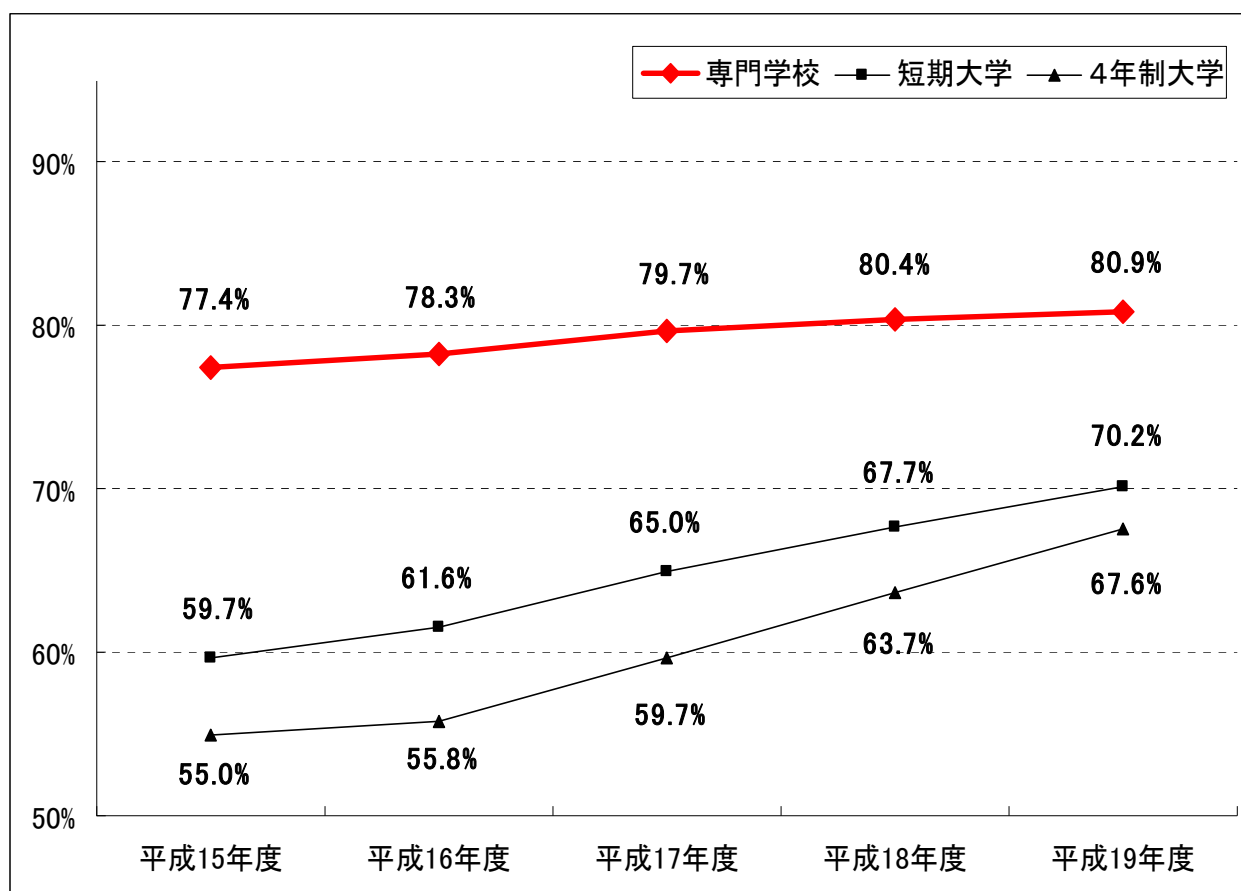
分 野	教育内容	取得資格・目指す職種等
工 業	情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備など	システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士など
農 業	農芸、園芸、畜産、フラワービジネス、動物管理など	ガーデナー、フラワーデザイナー、園芸技術者など
医 療	看護、歯科衛生、歯科技工、診療放射線、理学・作業療法など	看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士など
衛 生	栄養、調理、理容・美容など	栄養士、調理師、理容師、美容師、製菓衛生師、食品衛生管理者など
教 育 ・ 社 会 福 祉	保育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など	保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など
商 業 実 務	経理・簿記、秘書、経営、観光・ホテル、医療事務など	税理士、公認会計士、秘書、旅行業スタッフ、ホテルスタッフ、医療事務など
服 飾 ・ 家 政	ファッションデザイン、ファッションビジネス、洋裁、和裁など	ファッションデザイナー、ファッションアドバイザー、アパレルマーチャンダイザーなど
文 化 ・ 教 養	音楽、美術、演劇・映画、通訳・翻訳、法律、スポーツなど	デザイナー、通訳、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど

2. 雇用をめぐる状況と専修学校の取組み

世界金融危機が実体経済にも深刻な影響を及ぼし、我が国経済においても景気の悪化が続いており、雇用情勢も厳しい状況が続いている。若年者の雇用をめぐることは、派遣労働者数の雇い止め、解雇、新卒者の内定取消など深刻な状況が生じるとともに、高い失業率、無業者・フリーターの増加、早期離職率等、さまざまな問題が指摘されている。

このような中においても、将来の職業に就くための強い意志を持って学ぼうとする若者に対し、その意欲に応えるため、大阪の専修学校においては産学協同事業の実施など、産業界との連携を一層強める取組みを進めている。

【卒業生に占める就職者の割合の推移(全国)】



(出典) 学校基本統計調査

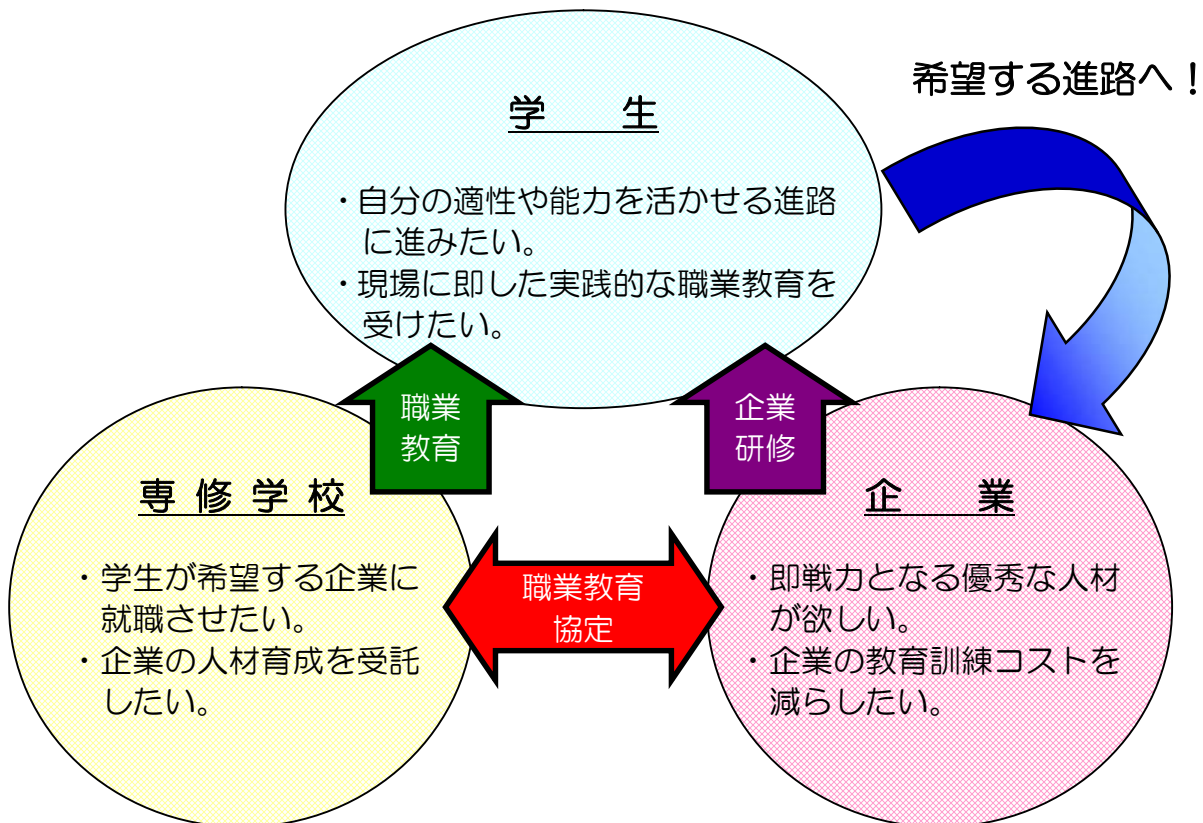
Ⅱ 大阪発「産学接続コース」について

1. 大阪発「産学接続コース」とは

大阪発「産学接続コース」とは、企業が求める人材育成を専修学校が受託し、学生に就職などの「出口が見える」職業教育を提供する全国初の取り組みである。

今年度は、産学接続コースガイドラインを策定し、これに沿って展開される専修学校教育について、大阪府、大專各、産業界による委員会で審査し、該当する教育内容を持つものを大阪発「産学接続コース」として推奨していくこととしている。

【イメージ図】



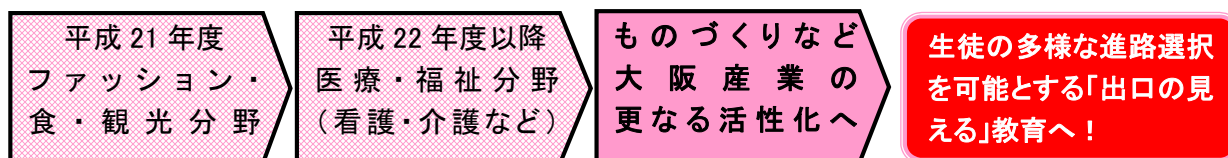
(参考) 大阪発「産学接続コース」のこれまでの取り組み経過

- H20年 6月：知事、教育長、大專各会長が、「職業教育日本一」宣言
- H20年 10月：「おおさか職業教育ナンバー1戦略(素案)」を策定
- H20年 11月：知事が大阪発「産学接続コース」のモデル事業を視察
⇒知事「産学接続を大阪のスタンダードにしたい」
- H21年 7月：大阪発「産学接続コース」ガイドライン策定委員会発足
(専修学校、経済団体等で構成)

2. 大阪発「産学接続コース」を実施する分野

専修学校教育の特徴として、分野により教育の体系や産業界との接続度合いも異なる。それぞれの特徴を入学希望者に情報提供するとともに、今年度は大阪産業を支える「服飾」「食」「観光」を中心に 20 コースの創設を目指す。

また、医療分野（看護師、歯科衛生士等）、福祉・教育分野（介護福祉士、保育士等）などの学校では、厚生労働省の指定養成施設としての指定を受け、それぞれの業界の要請に応えた人材を育成するための決められたカリキュラムに基づいた職業教育を実施している。これらの分野では、資格取得が業界での就職の前提であり、求人率も高く、業界と密接に結びついた教育をしているといえる。人材不足が指摘される職種もあり、業界の状況や仕事内容を含め、高校生に伝えていくことが重要である。このような分野については、来年度以降、学生たちにとって出口の見える形でのコース設定の可能性について検討する。



本コースについては、企業と学生を結ぶために設置するものであり、学生の高い意欲と努力が必要であることはいうまでもなく、専修学校としてこれらの生徒への進路選択のための情報として、また、意欲の高い若年者の育成に関心のある企業や業界の教育への参画を進めるため、積極的な展開を図るものである。

なお、産学接続コースについては、別途、大専各が立ち上げる制度をもって、大阪府、大専各、産業界などで構成する委員会により当該コースの推奨を行うものとする。産学接続コースの推奨は、同委員会の審査によるものとし、同一コースであっても毎年審査を実施し、推奨を受けるものとする。

大阪府においては、平成 20 年 12 月に「将来ビジョン・大阪」を公表、この中の教育の柱として、「職業教育ナンバー1」を掲げ、取組みを進めているところである。4 月には、大阪の子どもたちが多様な進路の中から、自分の進路を見つけることを支援するため、「職業教育キックオフ宣言」を行った。

(写真下段左から 重里大専各副会長、福田大専各会長、橋下大阪府知事)



3. 大阪発「産学接続コース」の要件

大阪発「産学接続コース」は、従来のインターンシップなどとは異なり、企業の人材育成ニーズに沿った、企業との接続度合いが強い教育カリキュラムであり、その要件は以下のとおりである。

1 専修学校と企業が「職業教育協定」を締結

☞専修学校が企業の人材育成を受託するなどの教育協定（委託契約）を締結します。

2 企業ニーズに沿った「職業教育カリキュラム」の作成

☞専修学校と企業が十分な協議を行い、企業の人材育成ニーズに沿ったカリキュラムを専修学校が作成します。

3 企業における現場研修の場の提供

☞企業は実践的、効果的な現場研修の場の提供を行い、学生の職業能力向上をサポートします。

4 労働法規などの法令遵守

☞労働対価や労災保険をはじめとする労働法規などの法令を遵守します。

5 コース修了生の評価

☞企業や業界から一定の評価を受け、学生の希望に沿った就職ができる「出口の見える」職業教育を提供するとともに、学生のキャリアデザインにつなげます。

※専修学校の職業分野や企業の業態等により、研修期間や労働対価の扱いなど企業との多様な接続形態が考えられるが、高い教育効果が得られるよう企業と十分に協議し、上記要件を充足できるよう、専修学校がコースごとにカリキュラムを作成します。



(写真はイメージです。)

4. 大阪発「産学接続コース」の類型

履修認定の有無や協定上の教育期間、労働対価の有無などにより、下記の2つのコースに類型する。

A 本科カリキュラムで産学接続教育を実施するもの（履修認定あり）

コース分類名	形式	形態別	給与	留意点
プロ育成教育コース	学校主体	通年型	無給	指揮命令下で業務を行う雇用にあたらぬようにカリキュラムを明確にしておくこと。
	企業主体	通年型	有給	雇用契約や労災等に留意し、労働法規に適合する形での雇用形態をとること。
専門教育コース	学校主体	短期型	無給	指揮命令下で業務を行う雇用にあたらぬようにカリキュラムを明確にしておくこと。
	企業主体	短期型	有給	雇用契約や労災等に留意し、労働法規に適合する形での雇用形態をとること。

基本的に履修認定されるもののみが対象。例外的に、教育的位置づけが明確なものは審査会の個別審査で対象とする。

B 本科教育とあわせ、学校独自の研修制度を活用して実施するもの（履修認定なし）

コース分類名	形式	形態別	給与	留意点
実践教育制度併設コース	学校 & 企業主体	通年型	有給	雇用契約や労災等に留意し、労働法規に適合する形での雇用形態をとること。
		短期型		

Ⅲ 類型別の考え方とモデル事例

1. 本科カリキュラムで産学接続教育を実施するもの（履修認定あり）

(1) プロ育成教育コースについて（-通年のカリキュラムを通した企業との提携による教育-）

企業と提携して当該学科の教育カリキュラムを作成し、人材育成を行うものを「プロ育成教育コース」とする。カリキュラム全体について、企業の求める人材像が反映されるため、入学時から卒業までの間、体系的なプロ育成教育が実施されることが特長である。また、企業の意向を効果的に反映できることから産学の接続度合いが強く、当該企業から一定の評価を受けて就職する道が開かれることが必要である。

本コースについては、企業との提携の仕方により、学校が主体となって企業と教育を実施する形式と、実践現場では学生が企業の指揮命令下に入る形式の2つのパターンがある。

① プロ育成教育コース（学校主体型／無給・通年）

カリキュラム全体を通じて企業と提携してプロを育成。企業側講師から学生の身分で現場教育を受けるなど、学校教育の中で専門的な職業教育が体系的に受けられる。

教育内容	<ul style="list-style-type: none"> *教育効果が見込める規模・内容のインターンシップが実施されるなど、実践的な職業教育が行われること。 *現場での実習に対する事前教育(座学による必要な教育や学内実習)がなされていること。 *連携企業・業界による評価がなされること。
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> *企業・業界の求める技術者や技能者の育成を専修学校で行うため、当該コースのカリキュラムの策定に当たり、企業・業界と協同して行っていること。 *専修学校本科の要件を充足すること。(学則のカリキュラムに掲載されていること。) *カリキュラム実施にあたって、企業、業界と協同で実施するものであり、連携企業・業界と当該カリキュラムを付した「職業教育協定(業務委託契約)」を締結すること。
接続	<ul style="list-style-type: none"> *コースを修了した者には、連携企業・業界から一定の評価を受けて、当該企業・業界に就職する道が開かれていること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> *本コースは、あくまで企業等の全面的な協力を得て人材育成を実施するものであり、有給での研修等、学生と連携先に雇用関係が発生しないことが前提となる。 *生徒の身分で実践現場での直接の教育を受けることから、学校、企業等による教育目標や達成成果、具体的なカリキュラムなどが明確となっていることが不可欠である。 *実践現場での教育を円滑に実施するため、学生に対する学校側の支援体制を用意することが必要である。 *実践的な教育を行うことから、カリキュラム作成にあたっては、継続が困難になった学生に対する転部や転学科にも配慮する必要がある。 *専修学校は広く学生を募集し教育する教育施設であることから、希望しない学生にまで特定の企業への就職を強要するものではないことが必要である。 *企業と学校間で明確にしておく必要のあることとして、カリキュラム、出席管理、目標・成績評価、具体的な実習報告書のあり方のほか、修業認定に係る事項がある。 *この他交通費の支給の有無や災害傷害保険等の扱いなど、事前に整理しておくこと。

ファッション専門学校における 産学協同によりショップマスターを育成する教育事例 (学校主体型/無給・通年)

ファッション業界は常に新しいものを追求し、変化し続けている。当校では、教育機関としての立場から、素材産地やアパレル企業などと様々な形でコラボし、地域の活性化や人材育成に努めてきた。

その中で、ファッション業界の「即戦力となる優秀な人材が欲しい」というニーズと就学する学生の「将来のキャリアプランを描きたい」という思いをつなぎ、協力企業とタッグを組んで「ファッションビジネス・ストアマネジメント学科」を立上げ、新しい形態の産学協同教育のモデルとして注目を集めている。

ファッションビジネス・ストアマネジメント学科の概要

昼間部 3 年制の学科で、企業が策定した基本プログラムと専修学校の教育ノウハウにより、共同開発した教育カリキュラムにより、専修学校における座学（1,860 時間/3 年間）と企業の直営店舗での実習（900 時間/3 年間）を実施。

*学生のメリット

- ・ 教室で学んだ専門知識を実際の店舗で体験しながら学ぶことで、より高度な専門知識、技術を修得できる。
- ・ 卒業後、希望者は店長又はメンバーとして正社員採用され、到達目標が明確である。
- ・ 優秀な学生に対しては学習奨励金が支給される。

¶ 業界のメリット

- ・ 企業ニーズを盛り込んだ職業教育であり、業界が真に求める人材育成を実現できる。

¶ これまでに無い教育効果

- ・ 企業内実習においては、個々学生へのメンタル面のケアが重要なポイントであり、充実した環境下で行う訓練の継続は、就職後の離職率低下にも繋がる。



② プロ育成教育コース（企業主体型／有給・通年）

カリキュラム全体を通じて企業と提携してプロを育成。現場での実習では、企業の指揮命令を受けて有給で実施するため、より実践的な教育が体系的に受けられる。

教育内容	<ul style="list-style-type: none"> *現場での実習では、企業の指揮命令を受けて有給で実施することから、この特長を活かし、より実践的な教育効果を得られる教育内容とすること。 *現場での実習に対する事前教育(座学による必要な教育や学内実習)がなされていること。 *連携企業・業界による評価がなされること。
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> *企業・業界の求める技術者・技能者の育成を専修学校で行うため、当該コースのカリキュラムの策定に当たり、企業、業界と協同して行っていること。 *専修学校本科の要件を充足すること。(学則のカリキュラムに掲載されていること) *カリキュラム実施にあたって、企業・業界と協同で実施するものであり、連携企業・業界と当該カリキュラムを付した「職業教育協定(業務委託契約)」を締結すること。
接続	<ul style="list-style-type: none"> *コースを修了した者には、連携企業・業界から一定の評価を受けて、当該企業・業界に就職する道が開かれていること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> *本コースは、現場での実習では企業の指揮命令を受けて有給で実施されることから、企業と学生とのマッチングを行う専修学校の行為は無料職業紹介にあたる。このため、職業紹介事業に必要な各種帳簿の備え付け等が必要となる。また、有給研修は雇用にあたるため、企業と学生との間で雇用契約が締結される、労災保険の適用を受けるなど、労働法規に適合する形で雇用されることが不可欠である。 *学生が実習時には、学生の身分とともに労働者としての身分も有していることに配慮して、学生を処遇することが不可欠である。 *実践現場での教育を円滑に実施するため、学生に対する学校側の支援体制を用意することが必要である。 *実践的な教育を行うことから、カリキュラム作成にあたっては、継続が困難となった学生に対する転部や転学科にも配慮する必要がある。 *専修学校は広く学生を募集し教育する教育施設であることから、希望しない学生にまで特定の企業への就職を強要するものではないことが必要である。 *企業と学校間で明確にしておく必要のあることとして、カリキュラム、出席管理、目標・成績評価、実習報告書のあり方のほか、修業認定に係る事項がある。

ファッション専門学校における 産学協同により店舗経営の基礎を修得する教育事例 (企業主体型／有給・通年)

アパレル産業には多くの職種の人々が専門性を活かして携わっているが、すべてが関連し、補完しあいながら機能している。アパレル全体を教育の視野に入れることで、学生は業界全般を理解できるようになるという考えから、当校では PLAN から DO まで一貫した教育を実施している。アパレル業界の要請や指導を受け、企業と共同開発したカリキュラムも実施しており、その中に、将来の店舗経営について実践的に学ぶ「ファッション・プロフェッショナル学科」があり、産学接続型教育のモデルとして高い評価を受けている。

ファッション・プロフェッショナル学科の概要

既にファッションについて2年以上学んだ学生を対象とした1年制の学科で、業界のバックアップにより、ショップ経営について、「なんばCITY」内ショップ（2008年度）で実践するプログラムを展開。

4月から8月までは現場に即したカリキュラムとして、ショッププランニングやマーケティングリサーチ、計数管理、商品仕入れ等を実施。9月から2月までは、協力企業の指導のもと、オリジナルショップの運営を実施。業務内容は実際のショップと全く同じ。MD会議で売上げの報告・分析、次月の戦略提案を行い、業績を伸ばしていく。2月にこの成果を卒業論文としてまとめる。

卒業後はファッション流通業界、特にリテール(小売)ビジネス分野での活躍を目指し、小売・営業・仕入・販売促進など各部門の専門知識と実践力を強化することを狙いとしており、この学科を卒業した学生は、この実践を高く評価され、就職につながっている。



(2) 専門教育コースについて -カリキュラムの一部に企業と提携して行う教育を組み込む-

本科のカリキュラムの一部に、企業と提携して実施する実習を組み入れることで、効果的な専門教育が受けられるものを「専門教育コース」とする。

企業の求める技術や態度が反映された実習を組み込んで、カリキュラムが構成されることから、専門教育が展開できるのが特長である。就職に必要な即戦力を育成するため、産学の接続度合いが強く、当該企業や業界から一定の評価を受けて就職する道が開かれることが必要である。

本コースについては、企業との提携の仕方により、学校が主体となって企業と教育を実施する形式と、実践現場では学生が企業の指揮命令下に入る形式の2つのパターンとする。

① 専門教育コース（学校主体型／無給・短期）

本科のカリキュラムの一部に企業と提携して現場でしか得ることの出来ない技術修得等を組み入れることで、効果的な専門教育が受けられる。

教育内容	<ul style="list-style-type: none"> * 提携授業とその他の授業が関連して専門教育が効果的に行われるカリキュラムを構成すること。 * カリキュラム全体として、教育効果が見込める規模・内容のインターンシップが実施されるなど、実践的な職業教育が行われること。 * 実践的な職業教育に対する事前教育（座学による必要な教育や学内実習）がなされていること。 * 連携企業・業界による評価がなされること。
提携授業	<ul style="list-style-type: none"> * 企業と提携して現場でしか得ることの出来ない技術修得等を組み入れた授業（提携授業）が実施されること。 * 専修学校本科の要件を充足すること。（学則のカリキュラムに掲載されていること） * 提携授業は企業・業界と協同で作成・実施するものであり、連携企業・業界と当該授業内容を付した「職業教育協定（業務委託契約）」を締結すること。
接続	<ul style="list-style-type: none"> * コースを修了した者には、連携企業・業界から一定の評価を受けて、当該業界に就職する道が開かれていること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> * 本コースは、あくまで企業等の全面的な協力を得て技術修得の授業を実施するものであり、有給での研修等、生徒と連携先に雇用関係が発生しないことが前提となる。 * 生徒の身分で実践現場での直接の教育を受けることから、学校、企業等による教育目標や達成成果、具体的なカリキュラム等が明確となっていることが不可欠である。 * 実践現場での教育を円滑に実施するため、学生に対する学校側の支援体制を用意することが必要である。 * 専修学校は広く学生を募集し教育する教育施設であることから、希望しない学生にまで特定の企業への就職を強要するものではないことが必要である。 * 企業と学校間で明確にしておく必要のあることとして、カリキュラム、出席管理、目標・成績評価、具体的な実習報告書のあり方に係る事項がある。 * この他交通費の支給の有無や災害傷害保険等の扱いなど、事前に整理しておくこと。

観光系専門学校における 短期のインターンシップを教育に組み込んでいる事例 (学校主体型／無給・短期)

グローバル化により、人々の交流はますます盛んになってきている。このような中で「観光業界」の果たす役割は内外ともに今後さらに増大するものと考えられる。当校では、観光系学科として、エアライン学科、ホテル・ブライダル学科、トラベル学科を有しており、それぞれの学科で、就職時に強い武器となるインターンシップを選択科目に組み込んでいる。

「グランドスタッフ・インターンシップ」では、在学中から航空会社の制服に身を包み、グランドスタッフとして実際にお客様と接するインターンシップを実施している。チェックインカウンターでの案内業務や出発されるお客様の案内業務などを行うが、実際に航空会社の制服に袖を通して研修をしていると、お客様から見れば実際のグランドスタッフと同じであり、学生の実力をアピールするチャンスにもなっている。



「国内ホテルインターンシップ」では、国内有名ホテルにおいて3～5ヶ月間にわたりホテル業務を実体験する。このインターンシップはカリキュラム上は選択科目となっている。現場で実務のノウハウを学び、世界に通用する一流のサービス、プロとしての心構えなどをしっかりと吸収することを目的としている。



当校では、業界出身講師の直接指導や現場と同じリアルな実習室など、カリキュラム全体に実力を育成するための体制を組んでおり、その中に就職活動に直結するインターンシップが組み込まれている。

駿台観光アンド外語専門学校大阪 × 旅行業界等

② 専門教育コース（企業主体型／有給・短期）

本科のカリキュラムの一部に企業の指揮命令を受けて有給で実施する実習を組み入れることで、効果的な専門教育が受けられる。

教育内容	<ul style="list-style-type: none"> *提携授業では、企業の指揮命令を受けて有給で実習等を実施することから、この特長を活かし、より実践的な教育効果を得られる授業内容とすること。 *提携授業とその他の授業が関連して専門教育が効果的に行われるカリキュラムを構成すること。 *カリキュラム全体として、教育効果が見込める規模・内容のインターンシップが実施されるなど、実践的な職業教育が行われること。 *連携企業・業界による評価がなされること。
提携授業	<ul style="list-style-type: none"> *企業と提携して現場でしか得ることの出来ない技術修得等を組み入れた授業（提携授業）が実施されること。 *専修学校本科の要件を充足すること。（学則のカリキュラムに掲載されていること） *提携授業は企業・業界と協同で作成・実施するものであり、連携企業・業界と当該授業内容を付した「職業教育協定（業務委託契約）」を締結すること。
接続	<ul style="list-style-type: none"> *コースを修了した者には、連携企業・業界から一定の評価を受けて、当該業界に就職する道が開かれていること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> *本コースは、現場での実習では企業の指揮命令を受けて有給で実施されることから、企業と学生とのマッチングを行う専修学校の行為は無料職業紹介にあたる。このため、職業紹介事業に必要な各種帳簿の備え付け等が必要となる。また、有給研修は雇用にあたるため、企業と学生との間で雇用契約が締結される、労災保険の適用を受けるなど、労働法規に適合する形で雇用されることが不可欠である。 *学生が実習時には、学生の身分とともに労働者としての身分も有していることに配慮して、学生を処遇することが不可欠である。 *実践現場での教育を円滑に実施するため、学生に対する学校側の支援体制を用意することが必要である。 *専修学校は広く学生を募集し教育する教育施設であることから、希望しない学生にまで特定の企業への就職を強要するものではないことが必要である。 *企業と学校間で明確にしておく必要のあることとして、カリキュラム、出席管理、目標・成績評価、実習報告書のあり方等がある。

観光系専門学校における 短期実習を教育に組み込んでいる事例 (企業主体型／有給・短期)

国際水準の英語力とスキルを身に付けて、人生を自分で切り拓いていくことを目指し、当校では、英米語学科と国際ホテル学科、国際ビジネス学科を有し、国際ホテル学科において短期のホテル実習を組み込んでいる。

ホテル実習は、1年間で6週間を基準として、2年間で2回行われる。社員と同じシフトでホテルの制服を着て研修生として実習を実施。学校で学んだ専門知識や技術とともに、ホテルでの実習と学習を繰り返し、頭で学んだことを実際の場で確認していく。

この実習は必修科目として、国際ホテル学科に入学した学生はすべて履修する必要がある、このステップアップ学習は高く評価され、高い就職率につながっている。

学生向け実習説明資料より

職場では、授業で学んだことだけでなく、ハブニングもたくさんある。様々な年齢の上司や先輩、お客様との毎日のコミュニケーションの中では、「わかりません」「しりません」では済まされない状況に出会うことも多々ある。人に言われたとおり実行するのはたやすいが、人に言われる前に行動に移すことが、いかに難しいか。受身で学ぶだけの「授業」と「職場」の違いを実感することで、実習後の授業により積極的に取り組むことができる。

学習と実習を繰り返し行うことで、習ったことを効率よく身につけ、自分のものとしていくことができる。



大阪 YMCA 国際専門学校 × ホテル業界

2. 本科教育とあわせ、学校独自の研修制度を活用して実施するもの（履修認定なし）

専修学校で実施する本科のカリキュラムとは別に、企業と提携して実施する研修等の制度を設置して、本科教育と併せて効果的な人材育成を行うものを「実践教育制度併設コース」とする。

この制度は本科外であるため、履修認定はされない。学科に在籍する学生であれば、この制度を活用して産学接続教育を選択することができるのが特長である。

また、本科教育とは別に実施されることから、学校の教育分野や特性に応じて柔軟に設置することが可能である。企業の協力を得て、専修学校における教育と併せて研修等を実施することにより、当該業界で就職できる即戦力を身に付け、円滑に就職する道が開かれることが必要である。

本コースについては、研修期間が通年のものと短期のもの2つのパターンがある。

(1) 実践教育制度併設コース（有給・通年）について

本科のカリキュラムとは別に、企業と提携して、実践的な教育を提供するための通年の有給研修制度等を設置しており、当該学科在籍生であればこの制度を活用して産学接続教育を受けることができる。

教育内容	<ul style="list-style-type: none"> *有給研修に対する事前学習や必要な教育指導がなされていること。 *協力企業による研修生の評価がなされること。
制度設定	<ul style="list-style-type: none"> *専修学校において、各学科の希望する学生が参加できるように、研修制度を設定し、制度が広く広報されていること。（研修制度の活用できる学科を推奨の対象とする） *制度の趣旨を理解し、協力する連携企業と協同で実施されるものであること。企業と学校とで必要な業務委託契約等が締結されていること。 *有給研修であるため、企業と学生との間で雇用契約が締結されるとともに、労働法規に適合する形で雇用されること。
接続	<ul style="list-style-type: none"> *コース修了生の多くが研修先と同じ業界への就職が可能であること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> *本研修では企業の指揮命令を受けて有給で実施されることから、企業と学生とのマッチングを行う専修学校の行為は無料職業紹介にあたる。このため、職業紹介事業に必要な各種帳簿の備え付け等が必要となる。また、有給研修は雇用にあたるため、企業と学生との間で雇用契約が締結される、労災保険の適用を受けるなど、労働法規に適合する形で雇用されることが不可欠である。 *学生の意欲や努力によって即戦力を育成し、就職につなげるものであるから、このコースについては前年度の実績や既に同コースで学ぶ学生の状況の公表など、入学希望者にコース内容を十分に伝えることが不可欠である。 *研修制度に参加しない学生が教育上不利になることのないよう配慮することが必要である。 *学生の過度の負担となる内容でないことが必要である。

観光系専門学校における 夜間部企業研修制度の運用事例 (有給・通年)

学生時代のうちから現場でプロの仕事（ホテル・旅行・フライダル・空港関連・テーマパーク・鉄道・ブランドビジネス業界）の厳しさを知り、魅力ややりがいを実感することで、仕事の本当の姿を理解することを目的に、昼間部の企業実習とともに、夜間部に企業研修制度を設置している。

夜間部企業研修制度は、昼間は企業で働き、夜は専門学校で学ぶ制度で、夜間部に在籍する学生に対し、目指す業界に関係のある企業を学校側が紹介するもの。業界で仕事を経験できるうえ、制度を持つ夜間部の学科の授業は、効率的に知識が吸収できるカリキュラムとなっており、卒業までに学ぶ内容は昼間部とほぼ同じとなっている。

また、授業料の月払いが可能であり、働いて得た報酬を充当する学生も多い。

研修先紹介までの流れ

入学後のオリエンテーションで、研修内容・勤務場所・待遇面などを説明。就職担当及びクラス担任が研修希望者と面談。履歴書等を企業に提出し、面接にトライ。合格すれば、学校で設定するマナー研修会を受け、研修スタート。

将来、就職先となる業界で働くことによって、就職のための情報収集や人脈を築き、就職活動を有利に進められることはもちろん、業界での経験をしっかり積んだ夜間部の学生は、「実践経験豊富」な即戦力として各業界から期待を持って迎えられている。



ホスピタリティ ツーリズム専門学校大阪 × ホテル業界、旅行業界等

(2) 実践教育制度併設コース（有給・短期）について

本コースは、①の通年型の実践教育制度を短期で実施しているコースである。本科のカリキュラムとは別に、企業と提携して、実践的な教育を提供するための短期の有給研修制度等を設置しており、当該学科在籍生であればこの制度を活用して産学接続教育を受けることができる。

教育内容	<ul style="list-style-type: none"> *有給研修に対する事前学習や必要な教育指導がなされていること。 *協力企業による研修生の評価がなされること。
制度設定	<ul style="list-style-type: none"> *専修学校において、各学科の希望する学生が参加できるように、研修制度を設定し、制度が広く広報されていること。（研修制度の活用できる学科を推奨の対象とする） *制度の趣旨を理解し、協力する連携企業と協同で実施されるものであること。企業と学校とで必要な業務委託契約等が締結されていること。 *有給研修であるため、企業と生徒との間で雇用契約が締結されるとともに、労働法規に適合する形で雇用されること。
接続	<ul style="list-style-type: none"> *コース修了生の多くが研修先と同じ業界への就職が可能であること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> *本研修では企業の指揮命令を受けて有給で実施されることから、企業と学生とのマッチングを行う専修学校の行為は無料職業紹介にあたる。このため、職業紹介事業に必要な各種帳簿の備え付け等が必要となる。また、有給研修は雇用にあたるため、企業と学生との間で雇用契約が締結される、労災保険の適用を受けるなど、労働法規に適合する形で雇用されることが不可欠である。 *学生の意欲や努力によって即戦力を育成し、就職につなげるものであるから、このコースについては前年度の実績や既に同コースで学ぶ学生の状況の公表など、入学希望者にコース内容を十分に伝えることが不可欠である。 *研修制度に参加しない学生が教育上不利になることのないよう配慮することが必要である。 *学生の過度の負担となる内容でないことが必要である。

調理系専門学校における 企業研修制度の運用事例 (有給・短期)

本科授業で習得した調理の技術や知識等を実践的に体験する場として、本科授業外の時間に企業の協力を得て実施する体験型研修。企業研修を通じて、飲食業界が求める「即戦力となる人材」と専修学校生の目指す将来像を適合させることを目的とする。

学生に働くことの意義を認識させ、与えられた職務に対する責任感を持たせるため、有給研修とした。

飲食の業務は広範囲に渡るため、個々の業務に関しては企業店舗の現場の動きに一任しているが、事前に『有給研修育成計画書』の提出を求め、「事業所側の求める人物像や心構え」「研修で学んで欲しいこと」「研修終了後に期待すること」を確認している。学生は、専修学校での実習授業を発展させ、現場での対応力を身に付けるべく取り組む。

期間は夏期休暇、春季休暇を利用した約3週間。研修学生と企業の教育指導者が定期的に研修状況や評価について面談を行っている。

学内では得られない飲食業における人脈の形成、業界が求める人材像の理解、必要な能力（コミュニケーション・ビジネスマナー・職業人意識・職場環境適応力など）の習得、就業を現実的なものとして捉え学校の授業（知識・技術の習得）にリンクさせることを目指す。また、労働に対する対価を得ることにより社会の一員であることを意識するとともに、他者（顧客）に対するホスピタリティ（もてなし）の心を身に付けることを目的とした。

一時的な労働力の提供ではなく、将来、研修企業で働くことを想定し、育成視点を持って指導に取り組んでいただくことを企業側と合意している。



辻調理師専門学校 × 料理業界

職業教育協定書（事業委託契約書）

〔学校 代表者氏名〕（以下「甲」という。）と受託者〔企業・事業所名 代表者氏名〕（以下「乙」という。）とは、 分野における実践的な職業教育の実施（ 教育内容を明記）を目的として、甲が設置する産学接続コース（以下「産学接続コース」という。）に関する業務を甲が乙に対して委託することについて、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 本契約は、本契約期間中、甲が乙に対して、産学接続コースにおける講義、研修に関する第2条に定める業務（以下「本業務」という。）の実施を委託し、乙がこれを受託し、実施することに関する基本的事項を取りきめることを目的とする。

（業務）

第2条 本契約における本業務は、次に定める項目に関する業務とし、その詳細については別途、定めるものとする。

- （1） 産学接続コースのカリキュラムの作成。
- （2） 甲の学生に対する講義、及び研修の実施。
- （3） 講義・研修用教材の作成。
- （4） 甲の進級審査等に関する補助。
- （5） その他、甲乙協議のうえ別途合意した業務。

（委託費）

第3条 本業務の業務委託費、及びその支払い方法は、……………とする。

（指揮命令）

第4条 乙は、第2条により定める内容を越えて、乙の指揮命令下で研修生に労務提供をさせてはならない。

（報告）

第5条 甲は乙に本業務を円滑に実施させるために、本業務に関する方針および計画を乙に対して書面等で通知するものとし、乙は、甲の方針および計画を実施するべく、本業務を実施するものとする。

2 乙は、甲に対して、本業務の進捗状況を甲の必要に応じ、都度、書面等にて報告するものとする。

（改善）

第6条 甲及び乙は、本業務について改善の必要があると判断した場合、相手方に改善について協議を申し入れることができ、相手方はこの協議に応じるものとする。

（著作権）

第7条 本業務を実施するために乙が甲又は甲の学生に提供する教材、資料等（以下「教材」という。）の知的財産は、乙に帰属するものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本業務の一部または全部を第三者に再委託することはできないものとする。但し、事前に甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでないとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第9条 甲および乙は、本契約上の権利または義務を相手方の事前の書面による承諾が無い限り、第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとする。

(機密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方に関する機密を本契約期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に一切開示、漏洩してはならない。また、自らも本契約の目的外に当該機密を使用してはならないものとする。

(個人情報)

第11条 乙が甲の学生等の個人情報を取り扱う場合は、別途、甲乙協議のうえ個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、乙はこの覚書の定めを遵守するものとする。

(機密情報等の返還義務)

第12条 甲および乙は、本業務が完了または本契約が終了したとき、又は相手方から返還等の要求があったときは、機密情報および貸与された情報等について、相手方の指示に従って返還または廃棄するものとする。

(有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。なお、甲及び乙は、本業務の成果について甲乙協議し、本契約の更新に合意した場合は、新たに本契約と同趣旨の契約を締結するものとする。但し、本契約終了後も本契約の有効期間中に産学接続コースに入学した学生が在学しているときは、甲及び乙は、当該学生に対する本業務を原則として継続するものとし、この場合、本契約の定めに従うものとする。

(委託契約の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が次号のいずれかに該当するときは、第6号の場合を除き、何らの通知催告なく、本契約を解除することができる。

- (1) 支払を停止し又は手形・小切手を不渡りにし、もしくは取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分又は競売の申立を受け、もしくは滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、特別清算、会社整理、会社更生又は民事再生の申立をし、もしくは申立を受けたとき
- (4) 清算又は解散をしたとき
- (5) 信頼関係を破壊する重大な背信行為があったと認められたとき
- (6) 本契約の各条項に違反したとき

(損害賠償)

第15条 甲及び乙が本契約に関して、故意又は過失により相手方、学生、又は第三者に損害を与えたときには、帰責当事者において一切の賠償の責に任ずるものとする。

(契約書の解釈)

第16条 本契約に定めなき事項又は疑義ある事項については、甲乙誠実に協議して決定するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関し紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成の上、甲乙双方が記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：

事業委託契約締結にあたって

- *上記は長期で企業と提携する場合を想定した契約書例となっているが、期間や分野、連携内容によって委託内容も異なるので、それらの内容に応じて作成すること。
- *ここでは、分野特性により目指すべき教育効果が異なるため、作成カリキュラム例や現場研修内容等は示していないが、提携して実施するカリキュラムや現場研修内容等については、委託契約に基づき明確に書面で作成しておくことが重要である。
- *研修生が企業側の指揮命令ないし具体的指示のもとに労務を供給する関係にある者とみなされる場合には、有給研修とする必要がある。この場合に、別途、学生と企業との間に雇用契約書等が必要となるので、それぞれのケースに応じて労働法規に適合する形で必要な手続を行うこと。
- *無給で行われる研修の場合には、委託契約で示した内容を越えて企業の指揮命令下での労務提供がなされないよう、現場で行う研修内容について具体的に書面で作成しておくことが重要である。

研修修了証書

〔学生氏名〕

あなたは、下記の研修を修了し、当該業務に従事するために必要な知識・技能を修得するとともに、
年 月の実務経験を有することを証します。

- 1 研修職種：
- 2 研修期間： 年 月（平成 年 月～平成 年 月）
- 3 学 校：
- 4 研修実施企業・事業所：
- 5 取得資格：

年 月 日

（所在地）
（学校名）
（代表者氏名） 印

（所在地）
（企業・事業所名）
（代表者氏名） 印

*研修修了証書については、産学接続コース在学生在が就職活動に活用できるよう、必ず交付すること。（様式は分野や連携する業界によって異なるので、ここでは例を示しているもの。）

*このほか、研修計画や日報、評価関係書類等については、分野や連携する業界に応じて作成すること。

大阪発「産学接続コース」ガイドライン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 学生自身が自分の進路を主体的に考え、熱意を持ってそれに向かって学ぶことができるよう、専修学校が産業界や企業と提携し、社会に接続が可能な「出口の見える」教育を提供する大阪発「産学接続コース」の設置に係るガイドラインを策定するため、大阪発「産学接続コース」ガイドライン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長（各1名）をおく。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第4条 事務局は、社団法人大阪府専修学校各種学校連合会に置く。

- 2 事務局の運営は、前項に掲げる法人の規程に準じて行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会議の承認を得て、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年7月21日より適用する。

大阪発「産学接続コース」ガイドライン策定委員会委員名簿

(平成21年7月21日現在)

氏名	所属	摘要
福田 益和	社団法人大阪府専修学校各種学校連合会 会長	大専各会長
宮川 藤一郎	社団法人大阪府専修学校各種学校連合会 常任理事	大専各常任理事
廣田 雅美	大阪商工会議所 人材開発部人材育成担当課長	産業関係
川口 輝彦	大阪府中小企業団体中央会 振興部労政課長	産業関係
村田 憲司	大阪労働局 職業安定部職業安定課地方職業指導官	労働関係
室井 俊一	大阪府 府民文化部私学・大学課長	教育関係
本田 豊	大阪府 商工労働部雇用推進室人材育成課長	労働関係
上田 哲也	学校法人上田学園理事長	教育関係
森 慈郎	学校法人ミクニ学園理事長	教育関係